

# 令和7年度 社会福祉法人高和会 事業計画

## 法人基本理念

【明るく・たくましく・明日をみつめて】

- ◇ 私たちは何時如何なる時も、利用者本位の支援を目指します。
- ◇ 私たちは地域に開かれた、地域に信頼される施設を目指します。
- ◇ 私たちは法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展を目指します。

## 1. 基本方針

法人の基本理念を改めて再認識し、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに生活され、又その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことが出来るよう支援します。

地域における法人の存在意義を明確にし、社会福祉法人としての役割と使命を果たすことが出来るよう事業を展開します。

## 2. 取組事項

### (1) 経営計画の策定・明確化並びに安定的な財務基盤の確立

#### ○ 経営理念等の明確化を図る

法人の基本理念、基本方針等を明確化し、改めて周知することで、法人全職員のベクトルを合わせ、法人の更なる発展を目指す。

#### ○ 地域の福祉ニーズの把握

地域におけるわずかな福祉ニーズに敏感に反応し、事業継続のために未来志向で事業の多角化・多機能化を図り、地域に必要とされる法人・事業所を目指す。

#### ○ 具体的経営計画の策定

事業の将来性・継続性を見通した経営を行うため、外部環境及び内部環境の分析等を実施し、中長期経営計画の策定を行う。中長期経営計画に基づいた単年度計画について、目標達成のためにPDCAサイクルの実践・見直しを行う。

#### ○ 事業継続計画の充実

事業継続計画(BCP)について、本格的な見直しを行い、いつ起こるか分からない緊急事態に備え、日々の訓練も含め、法人・施設の事業継続マネジメント(BCM)の体制を確立し、平常時より意識し事業展開を行う。

#### ○ 計画的な人材育成

職員の研修や教育を充実させ、将来におけるサービス管理責任者やリーダー職を計画的に育成し、法人として盤石な体制を維持する。

#### ○ 財務状況の把握

税理士による月次監査を実施し、月次試算を行うとともに、法人全体及び各施設、事業ごとの予算執行状況を確認し、財務状況を正確に把握する。

#### ○ 財務基盤の確立

会計処理に関する事務分掌や職務権限を明確にし、適切な会計処理を行うため、会計責任者及び会計担当者が社会福祉法人会計基準等に関する知識を十分に習得し、内部統制や事務処理体制の向上に努め、適切な収益性の確保に向け将来性を見通した計画的かつ効率的な事業運営を行う。

#### ○ 適切な資金計画

施設の修繕計画並びに将来における施設建替え計画など、明確な長期事業計画に基づき資金計画を作成し、法人が提供する福祉サービスが常に安定して提供できる体制を整える。

## (2) 法令等遵守の徹底

### ○ 法令遵守教育の徹底

職員に対する社会福祉関係法令、労務関連法令、虐待防止法等の適切な理解を促す場の提供に努め、社会的ルールの遵守の重要性の普及・啓発を行う。

### ○ 報酬の適正な取り扱い

介護報酬等請求については、専門職等の人員配置基準を守り、法令に定められた基準に基づき、適切な請求事務を行う。

## (3) 人権の尊重

### ○ 職員に対する倫理教育の充実

法人基本理念等を再度振り返り、すべての人々の人権を尊重し、個人の尊厳を守る姿勢を明文化し積極的に発信を行い、障害だけに限らず、人種・年齢・男女・セクシュアルマイノリティ(LGBT)などによる差別やハラスメントを防止し、多様性や価値観を認め合う取り組みや研修を実施する。

### ○ 意思決定支援

利用者の支援については、自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮し、「利用者にとって良い支援」をサービス提供の基本としながら、社会福祉法人の使命に基づき健全かつ安定した経営を行う。

また、利用者並びにご家族の意向や、利用者の障害の特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、利用者にとって適切なサービスが提供されているか検討し、それぞれの利用者にとって豊かな生活が送れるよう支援を行う。

### ○ 苦情解決体制の整備

施設利用者、その家族等からの苦情・相談に対して、適確な受付窓口や第三者委員を設置し、誠意をもって是正・改善する体制を確立し実効的に運用を行う。

### ○ 虐待のない体制づくり

法人人権擁護委員会が主催するアンケート等を活用し、職員が自身の支援について振り返る機会を設け、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、現に虐待事例の疑いが発覚した場合に備えて、虐待発生時対応マニュアル等を策定するなど具体的な体制づくりを行う。

## (4) 地域との共生

### ○ 地域との交流

まずは施設・事業所のことを知ってもらうことが重要であり、地域の方を受け入れるというスタイルだけではなく、地域に溶け込む施設・事業所運営を行う。また、障害者支援施設並びにグループホームにおいては、令和7年度より「地域連携推進会議」の開催が義務付けられる。その「地域連携推進会議」の場を活用し、広く地域の方に知って頂き、地域に当たり前に存在する施設を目指す。

### ○ ボランティアの受入

収穫祭等の法人イベント時だけではなく、利用者との直接的な交流を図る視点から、学生ボランティア並びに地域ボランティア等の受入を積極的に行い、ボランティアの育成・活動の支援を行う。

### ○ みやざき安心セーフティネット事業の活用

支援対象者への迅速かつ適切な対応を行う中で、法人間、関係機関との連携を構築し、課題解決に努める。また、延岡市社会福祉協議会が実施する連絡会議等に参加し、地域の課題を把握し、生計困難者等への支援を迅速に行う。

## (5) 利用者支援の充実

### ○ 福祉サービス第三者評価の受審

福祉サービス第三者評価の受審を行い、各事業所においての問題点を把握し、サービスの質の向上につなげ、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供に努める。

## ○ 権利擁護

日常的に利用者の行動を制限することが虐待につながることを意識し、虐待防止対策の一環として、虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化を踏まえた指針の整備や研修等を継続的に行う。

## ○ 事故防止

常に、利用者本位の支援を目指し、質の高いサービス提供を心がけ利用者の安心・安全の確保につなげる。都度の事故防止検討会議を充実させることにより、職員の危機管理の意識を高め、質の向上に向けた取り組みを実施する。

## ○ 感染症対策の徹底

感染症対応マニュアルを整備し、日常の業務に落とし込み感染予防対策を徹底する。また、感染疑いの者や感染者が発生した場合に備え、感染拡大を防止する為の支援体制・対応方法等を法人内で周知徹底する。

## ○ 安心・安全な環境整備

施設・設備については、定期的なメンテナンスを行い常時その機能を維持するとともに、将来にわたって使用できるよう保全を行う。また、自然災害等による停電や断水など、緊急時に対応した自家発電設備等、非常用・代替設備の準備・確認を行う。

## ○ 新たな支援・活動への取り組み

高齢化や重度化が進む利用者の方が、日々の喜び・幸せを感じることができ支援・活動への取り組みを積極的に行う。入所系施設だけではなく、日中の生活介護事業所・就労系事業所においても、これまでにない新たな作業や活動にチャレンジし、他にはない施設・事業所運営を目指すとともに、各事業所において「できる」ことを模索し、新たなサービスを確立することで、法人のブランド化を図る。

## (6) 人員の確保・育成・働き方改革の推進

### ○ 人員の確保・育成

良質な福祉人材の採用に向け、様々な手段を講じる。また、将来の福祉人材育成の視点から、福祉のしごとの啓発として情報発信、福祉教育に取り組み、積極的なPRを行うことで、「見える化・見せる化」に努める。

### ○ 人材の定着

法人職員間の人間関係を良好にし、かつ維持していくための組織風土づくりが重要であると認識し、「風通しの良い職場」構築に努める。また、正式に導入を進める「成長支援制度(人事制度)」を通し、働きがいのある、魅力ある職場づくりを意識し、職員個々の能力を向上させることで、組織全体でのレベルアップを目指す。

### ○ 業務の効率化

ICT(情報通信技術)の活用や、介護ロボットの利用促進による効率化を図り、サービスの質の向上と併せて職員の身体への業務負担軽減につなげる。

## (7) 施設の改修・改築並びに事業変更等計画

【障害者支援施設はまゆう園】 管理棟及び1棟・2棟・給食棟建替え工事(令和10年度着工予定)  
3棟居住棟一部改修工事※強度行動障害者対応(令和8年度まで)

【はまゆう園多機能型事業所】 園東側訓練畑ビニールハウス建築(令和7年度着工)  
事業所移設建替え工事(令和10年度着工予定)

【はまゆう園多機能型恒富事業所】 一部2階建て改修工事(令和7年度着工)

【地域生活支援事業所たいよう】(仮称)第3あさひ荘新築(令和8年度まで)  
あけぼの荘・つつじ荘閉所(令和8年度まで) ※上記新築と並行して

### 3. 高和会本部の運営

#### ① 法人役員会の開催 ※令和7年度開催定時評議員会終結後(理事・監事・評議員)任期満了

評議員会…定時評議員会 6月頃 必要な都度 随時(定款変更等)

- ・ 理事及び監事の選任又は解任
- ・ 理事及び監事の報酬等の額
- ・ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・ 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- ・ 定款の変更
- ・ 残余財産の処分
- ・ 基本財産の処分
- ・ 社会福祉充実計画の承認
- ・ その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

理事会…定期 6月頃 必要な都度 随時(3月の予算理事会等)

- ・ 評議員選任・解任委員の選任
- ・ 業務執行の決定
- ・ 理事の職務の執行の監督
- ・ 理事長の選定及び解職

監事会…定期 6月頃

- ・ 理事会への出席義務
- ・ 理事への報告義務(理事が不正行為等を行う恐れがあるとき)
- ・ 評議員会への報告義務(議案・書類等に著しく不当な事項があると認める場合)

#### 役員研修

役員視察研修…1年~2年に1度先駆的な事業所・施設の視察研修を行う

※令和元年度実施以来、コロナの影響により実施できていないが、本体施設の建て替え計画等も踏まえ、

令和7年度に実施を検討する。(感染症の状況を見ながら)

その他 …宮崎県等主催の役員研修等(理事・監事研修、評議員研修等)

<b>基本方針</b>
法人の基本理念に則り、24時間切れ間のない支援体制のもと、利用者の重度化、高齢化、障害特性の多様化に対応しながら、自己実現に向けて心身共に健やかに生活できるような地域に信頼される事業所を目指します。
<b>重点目標</b>
<b>【施設入所支援】</b> 1. 利用者やご家族から信頼される基本的な生活支援の提供。 2. 利用者の人権擁護と虐待防止、意思決定支援。 3. 感染症対策を含む健康管理の徹底。 <b>【生活介護】</b> 1. 生活の潤いや生きがいに繋がるような楽しい活動の提供。 2. 利用者の個性や特性、心身の状況に応じた活動の提供。
<b>目標達成のための対応やとりくみ</b>
<b>【施設入所支援】</b> 1. 日々の利用者との関わりを大切に信頼関係を構築する。 2. 利用者一人一人に最適な「衣・食・住」を提供し、快適で安心できる生活環境を整える。 3. 人権を擁護し、適切な情報提供を行い、気持ちに寄り添い、意思を汲み取り、個々の選択を尊重する。 4. 感染症対策を継続するとともに健康チェックや日々の体調観察を通して健康課題の早期発見・早期対応に努める。 5. ご家族との信頼関係の構築。 <b>【生活介護】</b> 1. 療育活動、創作活動、体力作り、社会参加など様々な活動を通して、楽しく生活の潤いに繋がる活動を提供する。 2. 創意工夫し、個々の心身の状況に合わせた活動に取り組む。 3. 利用者の希望や自治会からの要望に沿った活動を取り入れる。 4. 理学療法士、作業療法士の指導のもと体力や身体機能の維持・向上に努める。 5. これまでの固定観念にとらわれず新たな視点で共に楽しむ活動を目指す。 ○利用者への日々の丁寧な支援やご家族との密な情報共有により信頼関係の構築を図る。 ○各委員会を開催し個々の職員が専門性を持って利用者の心身の状況や施設の課題を把握し職員間で情報共有、発信を行い、虐待防止や安全対策、支援の向上に努める。 ○法人内外の研修に参加し、職員間で共有し、専門的知識と技術を持った職員を目指し自己研鑽に励む。

<p><b>基本方針</b></p> <p>○多機能型事業所として生活介護事業と就労継続B型事業所との連携のもと事業を行います。</p> <p><b>【生活介護事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者、ご家族の希望に沿って、日中活動を安全に楽しく、個々の能力や障害特性に応じながら支援を図ります。</li> <li>2. 個々の能力を生かした療育活動や生産活動に取り組む事で、社会を構成する一員として自信と希望が持てるよう支援を図ります。</li> </ol> <p><b>【就労継続支援B型事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害のある方が、働き賃金を得る事で、社会を構成する一員としての自信と希望が持てるよう事業展開を行います。</li> <li>2. 農福連携を意識し地域との連携を図る事で必要とされる事業所となるよう支援を図ります。</li> </ol>
<p><b>重点目標</b></p> <p><b>【生活介護事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出来る事に着目しながら、活動する喜びが体験できるよう日中活動や社会参加活動を行います。</li> <li>2. 登園回数が少ない利用者様に改めてアプローチしながら、楽しく生活介護に登園が出来るよう努めます。併せて、必要な受け入れ態勢（専門知識・支援スキルを含め）を整えて行きます。</li> </ol> <p><b>【就労継続支援B型事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の障害特性・身体機能に応じた作業活動を精査しながら、改めて個々の参加作業の拡大を図ります。</li> <li>2. 新しい生産活動（苺栽培を含む）に利用者職員が共にチャレンジする事で、活動する事への喜びや成功体験が得られるよう事業展開を図ります。また、収益力の向上を図ります。</li> </ol>
<p><b>目標達成のための対応や取り組み</b></p> <p>○送迎業務においては、利用者の安全を第一に取り組みます。</p> <p>○職員は、法人の「職員倫理規範」に則り、必要な知識・技術獲得の為に自己研鑽に励みます。</p> <p>○必要時には、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所との相互連携を図り多機能型事業所としてのメリットを最大限に生かした事業展開を図ります。</p> <p><b>【生活介護事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活介護事業所として、日帰り旅行（ご家族も参加）を計画し、利用者、ご家族、職員の親睦を深めます。</li> <li>2. 地域・行政主催で開催される催し物（延岡七夕・パラアートなど）には積極的に参加し、地域の方々へ、生活介護での活動成果が見えるよう図ります。</li> </ol> <p><b>【就労継続支援B型事業所】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 露地栽培中心の農業から、ハウス栽培へと移行する事で、高齢化の進む利用者の身体的負担軽減を図りながらも、安定した収益・工賃向上を目指します。</li> <li>2. 利用者と共に、北方町を中心に無理のない請負作業を受注しながら、地域貢献を果たします。</li> </ol>

<p><b>基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通所による就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力等が高まった方へは実習等を採り入れ就労に向けて支援します。</li> <li>2. 法人理念に則り、社会福祉法人としての役割、存在意義を明確にし、職員としての在りようを再確認し、質の高いサービスの提供、資質の向上に努めます。</li> <li>3. 安心・安全に事業所を利用していただくために関係法令を遵守し、虐待防止対策、苦情対策、非常災害対策、防犯対策、感染症予防対策に取り組みます。</li> <li>4. 法人関係機関はもとより、地域の関係機関やご家族との連携を強化し、利用者の地域生活における円滑な支援と事業の活性化に努めます。</li> </ol>
<p><b>重点目標</b></p> <p>【就労移行支援事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 色々なイベント等に参加し、実際に販売や接客を体験していただき就労に対してより意識していただくよう支援します。</li> <li>2. 今までの就労実績を関係機関等へアピールし、就労移行支援対象者の受け入れを強化していきます。</li> </ol> <p>【就労継続支援B型事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者への支援の充実を図る為、本人の意向に沿った作業提供を心掛け、気持ちにゆとりを持った支援ができるよう努めます。</li> <li>2. 利用者の可能性を広げるためにまずは作業現場を固定せず、色々な作業の提供に努めます。</li> <li>3. 工賃向上を目指し、職員は専門性を研鑽、追求し、職員間で知恵を出し合いながらよりよい生産活動が展開できるよう努めます。</li> <li>4. 利用者、ご家族が精神的なよりどころとなり、社会活動の一翼を担う存在として認められるよう、適切な対応に努めます。</li> </ol> <p>【権利擁護】</p> <p>日常的に利用者の行動を制限することや呼称の仕方、なれ合いが虐待につながることを常に意識し、対外的な研修、虐待防止委員会等において検証したこと、学んだことを職員間で共有しながら虐待防止に努めます。</p>
<p><b>目標達成のための対応やとりくみ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サービス等利用計画、個別支援計画に基づき、アセスメントを大切にしながら利用者の意向に沿って本人の強みや得意とするところを職員間で共有し、支援を進めます。</li> <li>2. 職員の朝終礼にて、情報共有し、利用者の状況把握に努め、日々の体調や心身の状況を考慮したサービス提供に努めます。(家庭との連携)</li> <li>3 就労支援や工賃向上に必要な事を常に職員間で考えながら、失敗を恐れず新たなチャレンジを模索し続けます。</li> <li>4 バザーや地域イベント等に積極的に参加し、就労支援、工賃向上に向けて取り組みます。</li> <li>5 職員は、「職員倫理規程」に則り、自己研鑽に励み、職務を遂行します。</li> </ol>

基本方針
<p>○事業の趣旨</p> <p>障害福祉サービスを利用して通常の雇用先へ雇用された利用者に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談等の実施、また、雇用先の事業主や障害福祉サービス事業者等との連絡調整及び連携を行い、利用者の職場への定着及び就労の継続を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 法人理念にのっとり社会福祉法人としての役割、職員としてのありようを再確認し、質の高いサービスの提供、資質の向上に努めます。</li><li>2. 安心・安全にサービスを利用していただくために関係法令を遵守し、人権擁護・虐待防止対策、感染症予防対策に取り組みます</li><li>3. 法人関係機関はもとより、地域の関係機関や保護者との連携を強化し、利用者の地域生活における円滑な支援と事業の活性化に努めます。</li></ol>
重点目標
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 就労定着の維持</li><li>2. 支援体制の構築</li><li>3. 記録の整備</li></ol>
目標達成のための対応やとりくみ
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が不安なく安心して就労を継続できるよう定期的な面談等を通じて支援していきます。</li><li>・一般就労された方には就労定着支援の趣旨、内容等を説明し、より継続して勤められるように相談支援体制を整えます。</li><li>・就労先への定期的な訪問、あるいは電話連絡等を実施し利用者の状況把握に努めます。</li><li>・各関係機関等からの助言をいただきながら、適切かつ効果的な連絡調整に努めます。</li><li>・本人の意向を確認したうえで、アセスメント等を通じて支援レポートを作成し、各関係機関等と情報を共有します。</li><li>・就労定着支援契約終了後においても、障がい者就業・生活支援センターへつなぎ、就労が継続、定着できるようサポートします。</li><li>・職員は、「職員倫理規程」に則り、自己研鑽に励み、職務を遂行します。</li></ul>

<p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者やご家族へのアセスメントを通して利用者様一人一人のニーズを確認し、やりたい事・希望を叶え、困っている事や不安は少しでも解消する事で安心して楽しく通える事業所となれることを目指します。</li><li>2. 職員間での情報共有を確実にしながら、職員のスキルアップを図り、全職員が利用者から安心して支援を任せられるような存在となれることを目指します。</li><li>3. 利用者一人一人の健康状態や現在のADLを確実に把握し、家庭やグループホームと連携し健康維持・残存能力の維持を目指します。</li></ol>
<p>重点目標</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者・ご家族へのアセスメントや日々の会話を通して望まれる事が叶えられるように対応し、困っている事についてはその不安解消に努めます。又、障害特性や家庭状況に応じた柔軟な利用時間・送迎時間に努めます。</li><li>2. 法人の計画的な人材育成や各種研修を通し必要なスキルや知識を習得し、障害特性にあった支援や介護・介助を統一し、利用者が安全・安心・笑顔で支援を任せられる職員となるよう努めます。又、事業所内で情報を共有しながら支援統一を図り、利用者の権利擁護・虐待防止に努めます。</li><li>3. 看護師による日々の健康管理を行い、家庭・グループホームと連携を密にする事で利用者の疾病予防に努め、早い段階での情報提供を行っていきます。又、各専門職(理学療法士・看護師・支援員)がその時々の利用者のADL状況を確認に見極めながら情報共有を行い、理学療法士によるリハビリテーションや日々の支援を通して残存能力の維持を目指します。</li></ol>
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本人・家族へのアセスメントや日々の会話を通して個々のニーズを把握し、それを『作業』『療育活動』『体力作り』『事業所行事』『リハビリ』『入浴』『社会参加活動』等に繋げ、利用者が望み・楽しめるものとして提供していきます。困り事については事業所での解決が難しい場合は、法人の各部署や担当相談支援専門員、地域資源等も活用しながら利用者・保護者が安心して地域で暮らせるように対応していきます。又、柔軟な利用時間や個別送迎を行い利用者一人一人にあったものを提供します。</li><li>2. 法人の計画的な人材育成や研修を通して必要なスキルや知識の習得を図っていき、事業所内でも利用者の情報共有を図る事で全職員の意識・知識の向上を図り支援に反映していきます。特に権利擁護・虐待防止・基本の移乗・移動動作等の確認については、事業所内で定期的な勉強会や研修を実施していきます。併せて、利用者一人一人の障害特性に応じた支援方法を職員間で確認し、統一支援を行う事で、利用者や職員の不安解消に努め、安心・安全を構築し笑顔に繋がっていきます。</li><li>3. 看護師による日常的な健康管理を行い、家庭・グループホームと連携を密に行う事で疾病の早期発見に努め、出来る限り速い情報提供を行っていきます。また、理学療法士による専門的リハビリテーションを実施し、利用者のその時々のADL状況を見極め、本人の意思を尊重し、身体機能維持に努めていきます。</li></ol>

<p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の個人の尊厳の保持と心身ともに健やかで自立した地域社会生活を実現します。</li><li>2. 利用者の意向を尊重しながら多様な福祉サービス提供について創意工夫します。</li><li>3. 地域における存在意義を明確にし、グループホームの役割と使命を果たします。</li></ol>
<p>重点目標</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の個別支援計画に基づき、「利用者とともに」を合言葉にして、利用者職員が協働で目標に向かうような支援を行います。</li><li>2. 利用者の高齢化や重度化ならびに運動不足や肥満など不健康の要因に着目し、健康づくり活動にチャレンジします。</li><li>3. 研修や資格取得、日々の研鑽による全ての職員の意識・支援技術の底上げをはかり、地域に必要とされるグループホームを目指します。</li></ol>
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の個別支援計画の目標達成の進捗状況ならびに健康状態について、都度、評価を実施し必要に応じた改善を支援します。</li><li>2. 利用者の衣替え・寝具替えなどの基本的なことから、環境整備や防災訓練などの地域生活に欠かせない活動、日々を輝かせる余暇活動や季節の催し物に加え、健康づくりの活動について年間で計画し、全利用者・全職員への共有を行います。</li><li>3. 法人の計画する研修、その他の学びの機会を積極的に活用し、利用者支援に対する自己研鑽を行います。</li></ol>

<p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 日中サービス支援型グループホームならびに短期入所施設として地域福祉の発展・安定に寄与します。</li><li>2. 日中もホームで過ごす利用者の特性や状態に留意しつつ、健やかで心が豊かになるような日中活動の創意工夫と提供をはかります。</li><li>3. 地域社会との共生・連携と社会参加の促進をはかります。</li></ol>
<p>重点目標</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 安定したサービス提供をはかるための支援体制を構築します。</li><li>2. 充実した日中活動の企画・実施を行います。</li><li>3. 地域で暮らす利用者が地域の活動に積極的に参加し、地域住民との交流をはかることで地域共生社会の実現と地域における障がいを持つ方への理解の促進をはかります。</li></ol>
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 地域の福祉関連機関と連携し、包括的な支援体制を整えます。また、短期入所の利用促進におけた受け入れ体制の強化と地域ニーズに応じた柔軟な対応を行います。</li><li>2. 利用者の意思決定を尊重し、活動の選択肢を増やすことで、より主体的な生活を支援します。そのため、個別ならびに集団プログラムを開発し、創造的で充実した日中活動を提供します。また、健康増進のための運動や創作活動を取り入れ、心身の活性化を促します。</li><li>3. 地域が企画した行事への参加はもちろん、利用者が主体となって企画するゴミ拾い等の地域貢献活動の実施や障がい者への理解を深めてもらえる交流会などの実施にチャレンジします。</li></ol>

<p>基本方針</p>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の個人の尊厳の保持と健やかな生活を実現します。</li><li>2. 地域資源やネットワークを活用し、利用者が地域社会に参加し自立した生活をおくれるよう支援します。</li></ol>
<p>重点目標</p>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の安定した自立生活実現のため、サービス提供期間の短い当該サービス終了後も地域福祉サービス、その他の地域資源が連携し支え続ける体制づくりを行います。</li><li>2. 利用者の健康的な生活の実現を図ります。</li></ol>
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 課題の整理を行い、必要な福祉サービス等の連携会議を行います。</li><li>2. 不摂生な生活にならないよう、食事ならびに栄養管理方法や適度な運動等による健康の維持・増進に向けた相談・援助を行います。</li><li>3. 障がいを持つ方が自立生活をおくるうえで連携が必要だと想定される福祉サービスへ本サービスの利用促進を行い、実際にニーズが発生した際にスムーズな連携を実現します。</li></ol>

基本方針
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がい者の職業生活における自立を図る為、就業及びこれに伴う日常生活の支援を行う。</li> <li>2. 地域の就労支援力の底上げのためのネットワーク形成を行う。</li> <li>3. 職員育成と専門性の研鑽も含め、よりよい職場環境をつくる。</li> </ol>
重点目標
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者が抱えている課題に対して、ニーズの把握に努め、必要な助言・支援を提供し、就業面と生活面を一体的に支える。</li> <li>2. 地域の支援機関や関係機関の連携を図る中心的機関として、支援機関及び企業の支援担当者等への支援ノウハウの移転等により地域全体の支援水準の底上げを図る。</li> <li>3. 職員の専門的スキル(就労支援)や対人援助技術向上、ならびに虐待防止・権利擁護・ハラスメント等の法令厳守を行い、不適切な支援のないように努める。</li> </ol>
目標達成のための対応やとりくみ
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ・多種多様の相談に応じる為、1名の相談者に対し複数名で対応する。支援方法や内容についてはご本人のニーズに沿うように計画的に行う。        ・断らない支援を基本に、障がい者や事業主からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び、助言その他の援助を継続的に行う。        ・土曜日や祝日を開所(月1日程度)し、平日に就労している方に対し、相談の機会を提供する。        ・個々のニーズを的確に捉えるため、効果的な就労アセスメント(職業評価等)を実施する。        ・山間部地域(西臼杵)の相談体制の構築の為、巡回相談(月2回)を実施する。巡回相談に関する情報共有・告知方法についても工夫する。(チラシやポスター・行政のSNS活用等)        ・時間効率や相談機会の向上を図る為、オンラインを活用した相談体制を積極的に取り入れる。        ・在職者同士が交流し、職場での悩みや、勉強会などを実施し、職場定着の促進をはかる。職種別や同じグループ会社で雇用されているなど障害者を限定した、ミニ在職者交流会も企画し交流の機会を増やす。(職場定着支援)        ・専門職とは違う、ピアサポーターの体験を聞く機会を設け、就労促進を図る(ピアサポート活動)        ・障害者の就労ニーズを把握し、積極的に、職場見学や、職場実習に取り組み、障害特性や、能力にあった職務の選定ができる機会をつくる。(職場実習のあっせん)</li> <li>2. ・地域の会議・情報交換会(自立支援協議会やケース会議等)に積極的に参加する。        ・センター業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、福祉作業所、医療施設、特別支援学校、企業等との関係機関との連絡会議等を開催し、情報交換をする事で地域のニーズや現状を知る。状況に応じてアドバイスや支援協力を実施する。        ・企業向けの研修会や検討会を実施し、企業の業務内容やニーズを把握し、課題や困難事例に関する具体的な解決策を提案する。        ・センター同士のノウハウ共有の為の研修会・交流会を実施する。        ・地域の就労支援機関等への研修会やセミナーを実施する。</li> <li>3. ・労働局、職業センター等が開催する就労支援に関する研修・セミナーに積極的に参加する。        ・困難事例など、ケーススタディを実施し、職員間の共有を図る。        ・研修等で学んだ知識・情報は職員間で共有する。(朝礼の活用)        ・法人の基本理念に準じた権利擁護や虐待やハラスメントに関する研修を実施する。        ・利用者・職員の人権を尊重し、相談しやすいセンター環境を継続する。</li> </ol>

<b>基本方針</b>
<p>○宮崎県北部福祉圏域の障害のある方々の多岐に及ぶ相談において、「断らない支援」「寄り添う支援」を基本的な取り組みとして、地域と連携したネットワーク型の相談支援に努める。</p> <p>○相談支援専門員としての基本を大切に業務を遂行し、利用者や保護者の方々が望む暮らしが具現化されるように、関係機関との連携を図りながら相談支援に努める。</p>
<b>重点目標</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の適切な運用と進行状況について、利用者・保護者、各事業所の所長及びサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)との信頼関係を構築させ、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)に基づいた個別支援計画が作成され、滞りなく遂行されるように、連携強化に努める。</li><li>2. 相談支援専門員としての専門性を追求し、研修会や講演会には積極的に参加することで知識を広め、スキルアップを図りながら宮崎県北部福祉圏域における、福祉サービスの充実発展に努める。</li><li>3. 医療的ケアに対する専門的な知識を高め、地域資源の有効利用を促す取り組みを展開する。</li><li>4. 行政が行う福祉プロジェクトへの、積極的な参加と連携を図る。</li></ol>
<b>目標達成のための対応やとりくみ</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 保護者(成年後見人)との面談は、更新月及びモニタリング月をはじめとして年1回以上は必ず行なうことで顔の見える関係を構築させ、定期的な情報の提供や必要時の敏速な対応を心掛ける。</li><li>2. 早期療育支援・就労支援を展開する為に、保育園、幼稚園、特別支援学校、各教育機関に医師、保健師、心理士、特別支援コーディネーター、専門職の方々と共に巡回相談を行なう。</li><li>3. 延岡市西部地域基幹相談支援センターを中心に市内の基幹相談支援センター、のべおか障害者就業・生活支援センター、西臼杵ネットワークセンター、関係機関、地域団体との連携を強化する。</li><li>4. 相談者が利用する事業所に定期的に訪問し、情報を共有しながら連携した支援を展開する。</li><li>5. 相談支援専門員として日々の研鑽を重ね、様々な研修に参加しながら専門性の向上を図り、信頼される相談支援専門員・相談支援事業所を構築させ、基本的な事を大切に相談援助を展開する。</li></ol>

<p>基本方針</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合相談支援体制の構築</li> <li>2. 地域移行・地域定着の促進</li> <li>3. 地域の相談支援体制の強化</li> <li>4. 権利擁護・虐待防止の取り組み</li> <li>5. 自立支援協議会への参加</li> <li>6. 障がい福祉の理解を啓発し、地域作りを目指し、地域との連携を行う</li> </ol>
<p>重点目標</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ①各基幹相談支援センターと連携し「断らない相談支援」を基本に、まず相談者の言葉に耳を傾け、切れ目のない相談支援を行う。②県内の基幹相談支援センターとの情報共有をおこなう。③障がいの種別を問わず、専門性の高い支援を行う。</li> <li>2. ①入所施設や医療機関、保健所との連携を図る。②地域支援体制を明確にし地域移行支援部会と連携し地域移行の支援を行う。</li> <li>3. ①相談支援専門員と連携を取り、相談支援専門員のスキルアップを目指す。②関係機関と連携を図り、ご本人並びに家族の支援にも心がける。</li> <li>4. ①延岡・西臼杵権利擁護センターと連携する。②成年後見制度の利用を支援する。また、虐待防止の取り組みを行う。</li> <li>5. ①自立支援協議会全体会および各部会に参加する。②医療的ケア児等コーディネーターとしての役割を担う。</li> <li>6. ①障がいの理解が得られるよう、地域に働きかける。②福祉事業所が顔と顔を合わせて連携できる関係性の礎を築く。</li> </ol>
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. すべての障がいに関する相談に対応し、関連情報の収集と提供に努める。福祉に関係する事業所以外の事業者にも啓発を行い、地域とのつながりを広げる。</li> <li>2. 入所施設や医療機関、保健所との連携を図り、「本人を中心とした」適切なマネジメントを実施し地域生活のサポートをおこなう。</li> <li>3. 延岡市障がい福祉課、各基幹相談支援センター、延岡市内の相談支援事業所、社会福祉協議会や保健所、権利擁護センター、福祉サービス事業所等との連携を図る。地域包括支援センターと情報の共有を行い、連携を図るとともに、必要な時には訪問に同行する。</li> <li>4. 権利擁護センターとの連携や延岡市障がい福祉課や地域の区長、民生委員や教育機関などと連携し虐待の防止に取り組む。</li> <li>5. 各部会に参加し、全体会においては基幹相談支援センターの事業計画を提示するとともに、年度末には実績報告を行う。</li> <li>6. 各地域の民生委員や福祉に興味のある人を巻き込み「障がい福祉」の理解を広めていく。また、顔の見える場面を提供する。②県内の基幹相談支援センターとの情報共有をおこない、地域の特性に合ったサポート体制を整える。</li> </ol>